

1-2 基本的人権の概要 <標準編>

自他を愛する心

私たちが人間らしく生きていけるのは、お互いに相手をかけがえのない存在として認め扱う場合においてである。「人間は社会的動物である」(アリストテレス)

がゆえに、私たちはお互いの尊厳を認めあう社会の中でしか、満足な人生を送ることはできないのである。

言い換えれば、私たちの幸福は基本的人権を尊重する社会でこそ実現するということである。つまり「基本的人権の保障」という近代社会の原理は、深い人間理解に裏打ちされている。その深い人間理解は、古代から多くの先達たちが考えぬいてきた成果であると同時に、私たちが誰でも経験する「自他を愛する心」と重なっているのである。

基本的人権と青年期

基本的人権は、「人間は皆、かけがえのない個性をもった存在である」という考え方に支えられているが、私たちの人生においては、このことに気づき自分と他人

の存在を大切に思えるようになる年代がある。それが**青年期**である。

10代から20代前半にかけての時代を青年期という。中学生から高校生くらいの時期は青年期の盛りの時期である。この時期には、まず**第二性徴**が始まって、性的に男性・女性の区別がはっきりしてきて、子どもを生み育てる準備が整う。さらに精神的な発達も飛躍的に進む。知的にも情緒的にもかなり複雑な働きが身についてくるので、抽象的なこと、複合的なことなどを考えたり、微妙な情感を感じ取ったり表現したりすることができるようになる。一方で興味や関心が多様になり、**個性**が具体的な行動にあらわれてくる。得意・不得意が自覚され、趣味や進路が意識されるようになる。こうしたことを通じて「**自分らしさ**」(**アイデンティティ・自我同一性**)を確立するのである。青年期が「**第二の誕生**」【①】と呼ばれるのも、そのためである。

私たちは、青年期に自分のアイデンティティに目覚め、「自分はかけがえのない存在である」ことを認識する。そのとき同時に私たちは、「自分だけでなく他人もまたかけがえのない存在である」ことをも認識する。このとき私たちは、「自分と同じように他人をも大切にしよう」という心をもつに至る。この心は、実は**宗教**に通じる心でもある。なぜなら自他の大切さを認識するとき、私たちは自他を包み込む大きな存在(神的な存在)を感じることもできるからである。

①「われわれはいわば二度生まれる。一度は生存するために、二度目は生活するために。一度は人類の一員として、二度目は性をもった人間として。」
(ルソー『エミール』より)

人間の尊厳

さて思想史の中で、「人間の尊厳」という考え方を確立したのはドイツの哲学者カントである。

カントによれば、人間は動物とは異なり理性をもっている。この理性は「欲望に流されることなく、人間ならばだれでもこうしなさい」という道徳的な命令を発する。たとえばウソをつくことが自分にとって明らかに有利な場合でも、わたしたちは心の奥底で「ウソをついてはいけない」という声を聞くが、これこそ理性が発する道徳的な命令なのである。

私たちは「自由」というと、ともすれば「欲望や衝動のままに勝手きままに行動すること」と考えがちである。しかしそのようなあり方は動物の行動と根本的に同じであり、結局は自然の欲求に従っているにすぎない。これに対して、道徳的な命令に従うとき、私たちは自分の理性が立てた法則（規則）に自ら従っている。カントはこのように、理性が立てた法則（規則）に自ら従うことを自律とよび、ここに人間の真の自由があると考えた。そして人間はこのように自律できる存在だからこそ、一人ひとりかけがえない存在であり、尊厳のある存在であるとした。

基本的人権と競争社会

しかし、基本的人権の基礎にある「人間は皆、かけがえない個性をもった存在である」という考え方は、厳しい競争社会にあってはなかなか理解しづらいものである。なぜなら「競争」は、最終的には相手を打ち負かそうとする行為であり、「かけがえない存在として自他を愛する」態度とは相容れない性質をもっているからである。それゆえ厳しい競争社会の面をもつ現代社会の中で基本的人権の大切さを理解し守ることは決して容易なことではないかもしれない。

しかし、競争は最終的には決してすべての人間を幸福にはしない。競争に敗北した者はもちろんであるが、競争に勝利した者といえどもその地位を永遠に維持することはできず、「次は敗北するかもしれない」という恐怖と常に闘っていかなければならないのである。

それでも、例えばスポーツのように、限られた範囲において一定のルールの下で行われる競争は人間を鍛える場合もある。しかし現実の社会のあらゆる場面がすべて競争によって秩序づけられ、力をもつ者だけが有利になるようであってはならない。私たちは競争のもつ意味・性質（競争原理）の長所・短所をよくわきまえ、あくまでも基本的人権の保障と両立する限りにおいて、健全なルールの下でおこなわれる競争だけを許容するのではない。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）
p 70